

【レバレッジ比率】

<レポ取引等の平均値開示>

【関連条項】第2条、第4条、第6条、第7条、第9条

第2条-Q1 レバレッジ比率規制におけるレポ取引等の平均値の開示において、一部の情報につき、日次の財務数値が取得困難な場合、どの様に対応したら良いでしょうか。(令和5年3月28日追加)

(A)

レバレッジ比率規制においては、改正告示（令和4年金融庁告示第43号）適用後は、四半期末の数値に加えて、レポ取引等について日次平均値を用いて算出した数値を開示することが必要になっています。これは、バーゼル銀行監督委員会が2018年10月18日に公表した文書（「レバレッジ比率のウィンドウ・ドレッシング行動に係るステートメント」）に示されているように、基準日前後に主要な金融商品市場での取引量を一時的に減少させることによってレバレッジ比率を引き上げるといった潜在的な規制裁定行為に対処するために設けられたものです。

このため、原則として基準日間の取引量のボラティリティがレバレッジ比率に与える影響を評価できることが求められますが、一部の情報について日次の財務数値を取得することが実務上困難である場合は、当分の間、上記の規制趣旨を踏まえた上で、各金融機関にて保守的かつ合理的と判断する代替的な方法により日次平均値を算出することも可能とします。ただし、①レバレッジ比率への影響が極めて僅少であること、②代替的な算出方法による結果が保守的かつ合理的であることを監督当局に対して疎明できること、③当該算出方法が一貫性をもって使用されること、④当該算出方法が適切なガバナンスの下で決定されていること、が必要です。